

令和3年度

## 監査結果に基づく措置

監査結果に基づき講じられた措置について、次のとおり通知がありました。

### 磐田市監査委員

< 定期監査 >

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>(令和3年度第4回報告分) 令和3年12月 ○健康福祉部 高齢者支援課 現金管理において、現金を領収した時はつり銭資金整理簿へ記載し、担当者及び現金出納員による現金残高の確認を毎日行うとともに、領収した現金は速やかに金融機関へ収納することとされている。介護認定審査会資料コピー代については、約1週間分をまとめて日報を作成し、現金出納員等が確認後に金融機関へ収納しており、現金領収時の整理簿への記載及び毎日の現金残高の確認、速やかな収納を行っていないので、改めて財務諸規程の基本事項を確認し、今後は厳正な現金管理をされたい。</p>	<p>【令和4年1月25日通知受領】 今回の指摘については、取扱う現金が少額であったことから、毎日の記録及び現金残高の確認、速やかな収納を怠っていたもので、現金管理意識の欠如が原因です。 指摘以降は、現金領収日に日報を作成し、毎日の現金残高を確認するとともに、受領より2日以内に収納するように是正しました。 今後は財務諸規程に従い、厳正な現金管理を徹底します。</p>